

練馬区立幼稚園長様
練馬区立小学校長様
練馬区立中学校長様
練馬区立小中一貫教育校長様

練馬区教育委員会教育振興部
保健給食課長 唐澤 貞信
(公印省略)

教育活動における熱中症事故の防止について（通知）

このことについて、別添のとおり、令和 4 年 6 月 29 日付け 4 教指企第 568 号により、東京都教育庁指導部体育健康教育担当課長から通知がありました。

全国的に、6 月として観測史上最も高い気温が観測されているところです。環境省が示す暑さ指数（WBGT）に応じた行動指針においては、暑さ指数（WBGT）は 31 以上の場合は運動中止と示されていますが、梅雨明けの暑さに慣れていない時期は、暑熱順化ができておらず、熱中症発生のリスクが高まります。

つきましては、令和 4 年 7 月 9 日（土）までの教育活動について、熱中症予防対策をより強化する必要があることから、区内各学校（園）においては、下記のとおり対応するようお願いいたします。

記

1 基本的対策

- （1）登下校時には、会話を控え、他の人との間隔を確保した上で、マスクを外す。
- （2）体育の授業および運動部活動においては、児童生徒の間隔を十分に確保した上で、マスクを外す。
- （3）水筒等の持参を徹底し、授業中にも適宜水分補給する環境を整えるなど熱中症予防に努める。

2 令和 4 年 7 月 9 日（土）までの強化対策

- （1）屋外（グラウンド・プール等）での活動において、活動前・活動中に必ず暑さ指数（WBGT）を正確に計測して、その値が **28 以上** の場合は、原則、屋外での活動を中止とする。
- （2）屋内（体育館等）での活動においても、2（1）と同様の扱いとする。
- （3）熱中症警戒アラートが発表された場合は、原則、屋外での活動を中止とする。
※熱中症警戒アラートは、前日の夕方 5 時と当日の朝 5 時に発表されますのでご確認ください。
参考 気象庁HP <https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php>

3 その他

- （1）7 月 10 日以降も、暑さ指数（WBGT）が **28 以上** の場合は、別添の熱中症予防運動指針に基づき、10 分～20 分おきに休憩をとり、水分および塩分の補給を徹底する。
- （2）熱中症対策に係る最新の情報等が記載されているので、各学校の危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際に活用する。

<学校における熱中症ガイドライン作成の手引>

https://www.next.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

教育指導課指導主事 : 03-5984-5759
保健給食課学校保健係 : 03-5984-5729